

平成24年12月から

雑紙をリサイクル資源として回収

町では、平成24年12月の回収から、これまで「燃やすごみ（有料）」として収集していた下記の「雑紙」を、「リサイクル資源（無料）」である「雑誌・本類」に含めて回収することになります。

■ 雑紙とは：雑誌・本類と同様にリサイクル資源として出せる紙類

- ・コピー用紙、カレンダー、封筒、紙袋、包装紙など

■ 出し方は

- ・必ずひもで十文字にしっかり束ねてください。
- ・「雑誌・本類」に混入できます。

※抜け落ちたりバラけることのないようにしっかりと束ねてください。バラけた場合など、回収できなくなることもあります。

■ 注意点は

- ・金具、プラスチック、セロファン等の紙以外の部分は取り除き分別してください。
- ・アルミを貼ったものは「燃やさないごみ」、細かくちぎったものや汚れたものなどは「燃やすごみ」となります。



【お問合せ】 佐呂間町役場町民課生活環境係 電話 2-1213